

由がある場合  
(2) A I D (提供精子による人工授精) を相当回数受けたが妊娠に至ら  
なかった場合

提供された精子による卵細胞質内精子注入法 ( I C S I : 顕微授精 )  
が行われるのは、提供された精子による通常の体外受精・胚移植では妊  
娠できないと医師によって判断された場合に限ることとする。

提供卵子による体外受精

( 専門委員会報告書 )

卵子提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供卵子による  
体外受精を受けることができる。( p 2 6 )

( 検討結果 )

( 案 ) 「卵子提供を受けなければ妊娠できない」ことの具体的な判定基準に  
~~ついては、国として義務的な基準を示さず、~~は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指  
針として示す。

提供卵子による体外受精を受けることができる夫婦の考慮すべき基準  
の具体的な内容としては、当分の間、妻に妊娠の継続が可能な子宮があ  
り、かつ、臨床的診断として自己の卵子が存在しない場合や存在しても  
事実上卵子として機能しない場合などの卵子の提供を受ける医学的な理  
由がある場合 ( 別紙 1 参照 ) に限ることとする。

提供された卵子による卵細胞質内精子注入法 ( I C S I : 顕微授精 )  
が行われるのは、夫にも不妊症の男性因子があり、提供された卵子によ  
る通常の体外受精・胚移植では妊娠できないと医師によって判断された  
場合に限ることとする。